

ここに
注目！

労働法令のポイント

その他の労働関係法令の最新動向は「労働法ナビ」の「News」で随時更新中

<https://www.rosei.jp/lawdb/>

社会保険・厚生関係

健康保険の標準報酬月額引き上げに伴い行われる特例的な随時改定について

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平27. 5.29 法律31）〔以下、改正法〕の一部が平成28年4月1日から施行された。

健康保険の標準報酬月額の上限が引き上げられ、47等級の上に、127万円、133万円、139万円の3等級が追加された。それに伴い、健康保険の標準報酬月額引き上げに関する特例的な随時改定の措置について下記のとおり通達された。今回の措置の対象は、平成28年3月の標準報酬月額が121万円（47等級）と115万円（46等級）の被保険者で、今回の改正は平成28年4月分保険料（5月納付分）から適用になる。本稿では主な改正事項および実務上の留意点等について取り上げる。

「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の定時決定及び随時改定の取扱いについて」の一部改正について（平28. 3.14 保発0314第1・年管発0314第1）

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う標準報酬月額の改定に係る特例的な取扱いについて（平28. 3.14 保保発0314第2・年管管発0314第5）

片平和光 特定社会保険労務士(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)

1. 平成28年4月からの標準報酬月額の上限改定について

改正法の一部が平成28年4月1日から施行されたことに伴い、標準報酬月額等級の上限の見直しが行われた。具体的には、[図表1]のとおり健康保険および船員保険の標準報酬月額の等級が「全47等級」から「全50等級」に変更され、上限額が「121万円」から「139万円」に引き上げられた（健康保険法40条1項関係）。

これに伴い、平成28年4月から標準報酬月額を改定されるべき者を除き、同年3月の標準報酬月

額が121万円であって、当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額が123万5000円以上である者の標準報酬月額については、日本年金機構または健康保険組合（以下、保険者等）の職権により新たに設けられた標準報酬月額へ改定することとされた（改正法附則16条）。

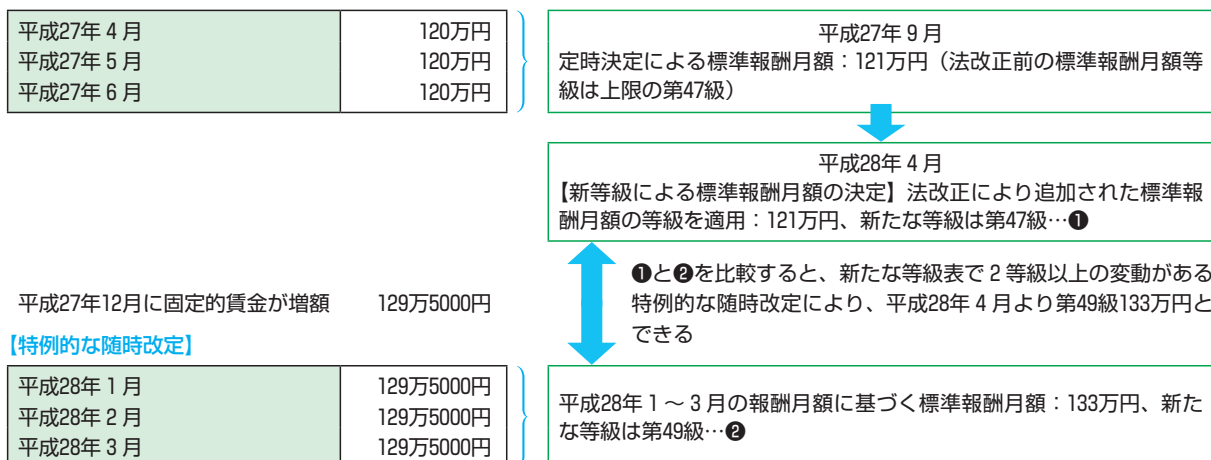
2. 健康保険における標準報酬月額の特例的な取り扱いについて

標準報酬月額の改定については「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の定時決

図表 1 標準報酬月額等級の上限の見直し(平成28年 4 月 1 日～)

改定前			改定後		
標準報酬 月額等級	標準報酬月額	報 酬 月 額	標準報酬 月額等級	標準報酬月額	報 酬 月 額
第47級	1,210,000円	1,175,000円以上	第47級	1,210,000円	1,175,000円以上 1,235,000円未満
			第48級	1,270,000円	1,235,000円以上 1,295,000円未満
			第49級	1,330,000円	1,295,000円以上 1,355,000円未満
			第50級	1,390,000円	1,355,000円以上

図表 2 平成28年 3 月の標準報酬月額が121万円の者が平成27年12月に固定的賃金が増額となった場合



用語解説

定時決定：被保険者が実際に受ける報酬と、すでに決定されている標準報酬月額が掛け離れないように毎年 1 回、原則として 7 月 1 日現在の被保険者全員について、事業主は、4、5、6 月に受けた報酬の届け出を行い、その年の 9 月から翌年 8 月までの標準報酬月額を決定する。

随時改定：被保険者の標準報酬月額は、原則として次の定時決定まで変更しない。しかし、昇給などにより報酬額が著しく変動し、実際の報酬額と標準報酬月額との間に隔たりが生じて、実態にそぐわない場合には、著しい変動があった月以降の継続した 3 カ月間の報酬を基に、4 カ月目から標準報酬月額を改定する。具体的には、①固定的賃金の変動または賃金（給与）体系の変更があったとき、②変動月以降の継続した 3 カ月の報酬の平均額と現在の標準報酬月額と 2 等級以上の差があるとき、③変動月以降の継続した 3 カ月の支払基礎日数がすべて 17 日以上あるとき——の三つの要件にすべて該当すると、随時改定の対象になる。

定及び随時改定の取扱いについて」（昭36. 1.26 保発 4）等により取り扱われているが、被保険者に固定的賃金の変動がありながら、標準報酬月額に 2 等級以上の差が生じないために随時改定の対象とならず、実際に被保険者が受けている報酬と平成28年 4 月に適用される標準報酬月額との間に乖離が生じる場合は、下記のとおり特例的な随時改定を行うこととされた。

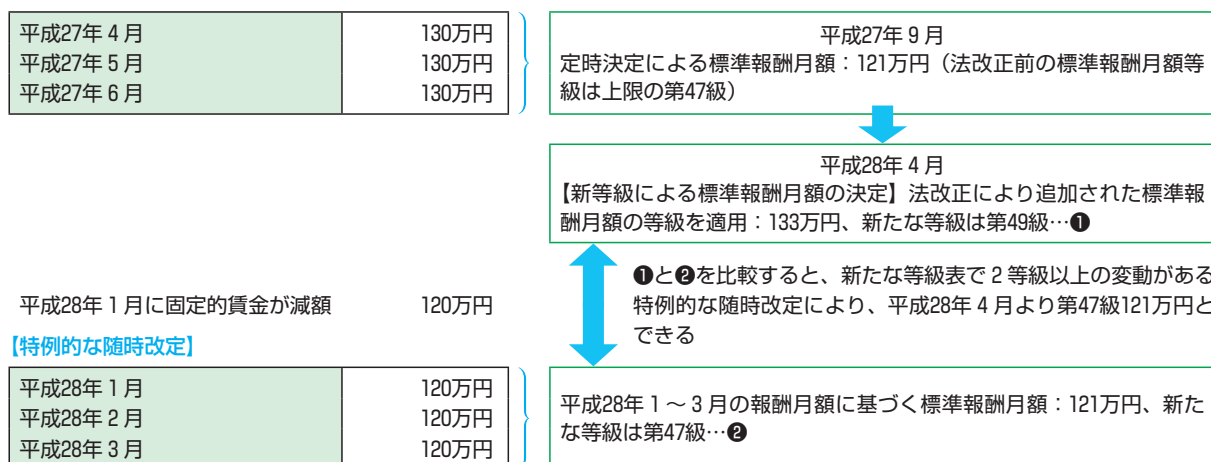
【1】平成28年 3 月の標準報酬月額が121万円の者

平成28年 3 月の標準報酬月額が121万円の者であって、次の(1)(2)の要件をすべて満たすものについて申し出があった場合は、同年 4 月に、当該者に係る標準報酬月額の随時改定を行う【図表 2 ～ 3】。

(1) 次の①②のいずれかに該当していること

① 平成28年 3 月の標準報酬月額の算定の基礎となった報酬が支払われた期間の初月の翌月から

図表 3 平成28年 3 月の標準報酬月額が121万円の者が平成27年12月に固定的賃金が減額となった場合



平成27年12月までの間に支払われた報酬について、固定的賃金の増額または減額があったこと（その後、さらに平成28年 1 月に支払われた報酬について固定的賃金の増額または減額があった場合を除く）

②平成28年 1 月に支払われた報酬について、固定的賃金の増額または減額があったこと（平成28年 3 月の標準報酬月額と、同年 1 月から 3 月までの 3 カ月間に支給された報酬を算定の基礎とした報酬月額を改正後の健康保険法40条の標準報酬月額等級表〔以下、新等級表〕に当てはめて得られる標準報酬月額との間に、2 等級以上の差が生ずる場合を除く）

(2)平成28年 3 月の標準報酬月額の算定の基礎となった報酬月額を新等級表に当てはめて得られる標準報酬月額と、同年 1 月から 3 月までの 3 カ月間に支給された報酬を算定の基礎にした報酬月額を新等級表に当てはめて得られる標準報酬月額との間に、2 等級以上の差が生じる場合。ただし、(a)健康保険第49級の標準報酬月額にある者の報酬月額が昇給したことにより、その算定月額が健康保険141万5000円以上となった場合、または(b)健康保険第50級の標準報酬月額にある者の報酬月額（報酬月額が141万5000円以上である場合に限る）が降給したことにより、その算定月額が健康保険

第49級の標準報酬月額に該当することとなった場合は、それぞれ(a)または(b)に該当すること。

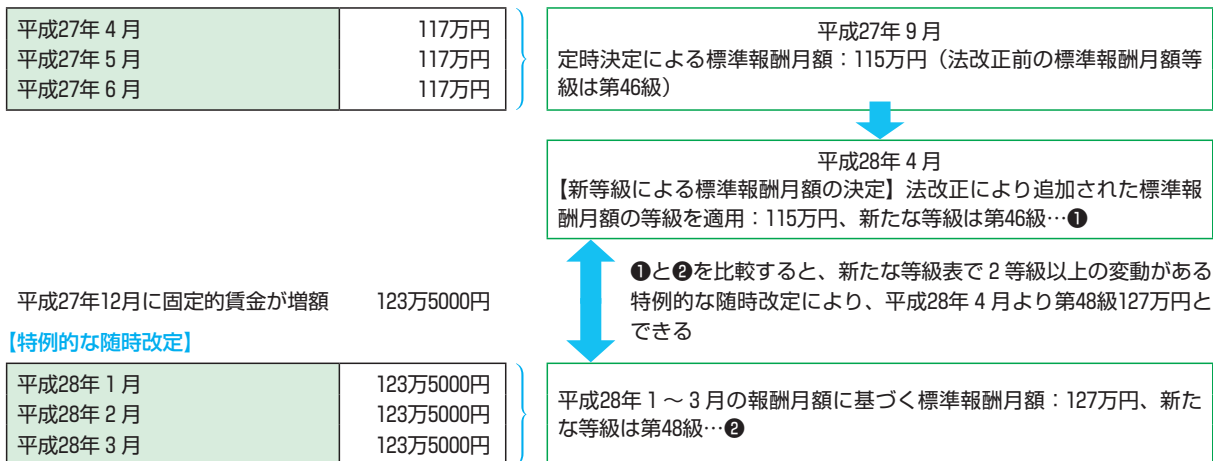
〔2〕平成28年 3 月の標準報酬月額が115万円の者

平成28年 3 月の標準報酬月額が115万円の者であって、次の(1)(2)の要件をすべて満たすものについて申し出があった場合は、被保険者報酬月額変更届の提出を行うことにより、同年 4 月に、当該者が係る標準報酬月額の随時改定を行う〔図表 4〕。

(1)平成28年 3 月の標準報酬月額の算定の基礎となった報酬が支払われた期間の初月の翌月から平成27年12月までの間に支払われた報酬について固定的賃金の増額があった（その後、さらに平成28年 1 月に支払われた報酬について固定的賃金の増額または減額があった場合を除く）が、124万5000円以上にならないため、随時改定の対象とならなかったこと

(2)平成28年 1 月から 3 月までの 3 カ月間に支給された報酬を算定の基礎とした報酬月額が123万5000円以上124万5000円未満であり、当該報酬月額を算定の基礎として新等級表に当てはめて得られる標準報酬月額が127万円となり、平成28年 3 月の標準報酬月額との間に 2 等級の差が生ずる場合

図表4 平成28年3月の標準報酬月額が115万円の者の取り扱い



3.実務上の留意点

健康保険の標準報酬月額の上限改定に伴い、改定後の新等級に該当する被保険者がいる事業主に對して、4月中に保険者等より改定通知書が送付される。標準報酬月額の改定に際して、事業主からの届け出は不要である。

前記2.に記載の特例的な随時改定については、

強制ではなく任意で手続きを選択できるものである。その場合は月額変更届の提出が必要となるため、希望する場合は漏れがないよう留意されたい。

なお、船員保険についても同様の変更がされているため、該当する事業所は併せて確認が必要となる。

労働関係法令一覧(平成28年3月分)

- [注] 1. 冒頭で掲げたもの以外について紹介する。なお、実務との関連性が少ないと思われる法令は割愛した。
2. 省令は各省庁の略称の後に「令」を、同じく告示は「告」を付している。

名 称	日付・番号	概 要
労政・勤労者福祉関係		
①企業における適切な労務管理を促すための啓発指導等におけるパンフレットの改訂及び活用について（通達）	平28. 3.23 地発0323第2・ 基発0323第3	使用者による労働者の解雇や雇止め、労働条件の切り下げ等について、労働契約法や裁判例等に照らし不適切な取り扱いが行われることがないよう啓発指導
労働安全衛生関係		
②ドラグ・ショベルに開閉式フック付きのアタッチメントを装着して土のうをつり上げて運搬する機械の取扱いについて（通達）	平28. 3. 7 基安発0307 第2	ドラグ・ショベルに開閉式フック付きのアタッチメントを装着して土のうをつり上げて運搬する機械の取り扱い上の留意事項
③「じん肺管理区分の決定等に関する事務取扱要領」の改正及び「審査請求に関する事務取扱要領」の制定について（通達）	平28. 3.14 基発0314第4	不服申立制度の抜本的改正に伴う「じん肺管理区分の決定等に関する事務取扱要領」の改正、「審査請求に関する事務取扱要領」の制定